

## ～ 国際研修 ～

### ラオス現地セミナー便り －民事訴訟法教材づくりの行方は？

国際協力部教官  
中 村 憲 一

現在、ラオスでは、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が実施されているが、2011年9月28日（水）午後から30日（金）夕方にかけてラオスの首都ヴィエンチャン郊外にあるタラート（Thalat）で開催された同プロジェクト民事訴訟法サブワーキンググループの現地セミナーに参加したので、その様子を報告する。

#### 1 プロジェクトの概要

プロジェクトの詳細については、本誌44号に掲載されているため、ここではその概要を紹介するにとどめる。

期間 2010年7月～2014年7月（4年間）

実施機関 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学及びその下部機関（司法省所管法科大学を含む）

長期専門家 3名（検事・弁護士・業務調整）

ラオスでは、法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向があるほか、法理論の体系的な説明や、法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないまま法学教育・研修が行われている実情にある。そこで、プロジェクトでは、各実施機関が共同して、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善を前提として必要とされる人的・組織的能力を向

上させることを目的としている。

今回の現地セミナーに先立ち、民事訴訟法サブワーキンググループでは、モデル教材作りの前段階として、ラオス民事訴訟法に基づく手続を図示したチャート作りを行っており、今回の現地セミナー当時完成に至ってはいなかったが、相当程度進んだ状況にあった。

#### 2 今回の現地セミナーのあらまし

今回の現地セミナーは、タラートにある宿泊施設に関係者が泊まり込んで行われた。サブワーキンググループのメンバーは、いずれも所属機関において要職にあり、ヴィエンチャン市内でセミナーを実施した場合には職場に呼び戻されるなどセミナーに集中できないおそれがあるためである。

ラオス側からは、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバー4機関合計17名のうち13名が参加した。日本側からは、JICAの石岡修専門家（弁護士）、伊藤浩之専門家（当部元教官・検事）、川村仁専門家（業務調整）のほか、アドバイザーグループのメンバーである名古屋大学大学院法学研究科の酒井一教授、JICA本部の板垣賢樹氏、当部の松川充康教官、私、菅原奈津子専門官が参加した。

現地セミナーの内容は、大きく分けると、2つの設問からなるケーススタディの検討（28日午後・29日午前）、モデル教材のコンセプトに関す

る意見交換会（29 日午後・30 日終日）によって構成されていた。

ケーススタディについては、ラオス側から提案された2つの設問それぞれについて、ラオス側がラオス法に基づく処理を、日本側が日本法に基づく処理を説明するという形で進められた。

また、意見交換会では、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーが3つのグループに分かれ、それぞれグループワークを行い、全体会でその内容を発表し、更に議論するという形で進められた。

以下、それぞれの内容について紹介する。

### 3 ケーススタディについて

#### (1) 設問 1

設問 1 は、裁判所の審判権や訴えの利益に関する問題であった。具体的には、女性 A・B がおり、A が性転換手術を受け、それ以降二人は夫婦として暮らし、子 C をもらって養子として育てていたところ、A が、自分が男性である旨の確認を求め訴状 1 と、子 C に対して自分が父親である旨の確認を求め訴状 2<sup>1</sup> を裁判所に持参したという事例である。ラオス側が、今後ラオスで扱われそのようなケースを想定したものである。こうした事実関係の下で、次のような内容の小問が設けられていた。

- ① 裁判所による各訴状の受理の可否
- ② 訴状 1 に対する裁判所の対応
- ③ 訴状 2 に対する裁判所の対応
- ④ 訴えの種類とその違い、確認の訴えにおける留意事項

ラオス側からは、ラオス民事訴訟法に基づく処理が説明され、その中で、例えば、ラオス家族法が同性愛者による結婚を禁止していることから訴状を却下すべきであるなどといった議論があ

<sup>1</sup> ラオス側でそれぞれの訴状例を作成したが、ここではその内容は割愛する。

った。こうした議論から、ラオスでは、訴訟要件の問題と本案の問題とが未だ分離されていないことがうかがわれた。また、発表者の個人的な見解として、3つの種類の訴えが考えられるとの説明があったが、ラオスでは、この点に関する議論がこれまで十分されていなかったとの印象を受けた。

日本側からは、日本の民事訴訟法に基づく処理について酒井教授から説明があった。その説明は、例えば、訴訟を権利に関する闘いに、また、訴状を果たし状にそれぞれ見立てた上で、訴状の必要的記載事項を説明し、あるいは、判決を終着駅になぞらえながら、訴訟判決や本案判決について解説するなど、ユニークで、ラオス側にとっても分かりやすいものだったと思われる。



設問 1 を巡る議論の中で、日本側から「非訟事件」という言葉が出たが、ラオスにはこれに対応する言葉がなかった。言葉がないということは概念がないということにほかならず、ラオス側のメンバーはそうしたカテゴリーを考えたことすらないということを意味する。日本側としては、通訳を介してその概念をラオス側に伝えるのに苦労した。この点に関連して、後に酒井教授は、ラオス側に対し、日本が明治維新の頃から多くの造語を生み出してきた歴史を紹介するとともに、ラオスにおいても専門用語を作ることの必要性・重要性につき熱く語られた。

#### (2) 設問 2

設問 2 は、当事者の一方の欠席に関する問題で

あった。具体的には、AがBに5万ドルを貸していたところ、B（土地建物を所有している。）が行方不明になり、返済期限到来後、Bの居所が不明のまま数か月が経過し、AがBを被告として貸金返還訴訟を提起したという事例であった。その上で、次のような内容の小問が設けられていた。

- ① 訴状の送達責任主体、種類及び具体的な方法
- ② 判決の可否、判決が出せない場合の解決方法
- ③ A勝訴判決に基づく執行の可否
- ④ Bを救済する手段

この事例のラオス法による処理に関する説明の中で、ラオス側からは、書記官が訴状を被告に渡すため、村民管理を行っている村を通して呼出状を被告に送り、出頭した被告に訴状を確認させるという実務上の運用が紹介された。また、ラオス側から、債務者が失踪し、あるいは、外国に行った場合の債務に係る事件審理について、最高裁判所長官通達（2010年8月24日付け、425号）<sup>2</sup>が手続を定めているとして、この通達に基づく処理に関する説明があった。



また、日本側からは、日本法に基づく処理を松川教官が説明した。ここでも、日本法が定める「送達」に対応する概念がラオスに存在しないことから、まず、送達は英語の service に、通知は英語の notice にそれぞれ対応することを紹介した。そ

<sup>2</sup> ラオスでは、問題となる事例が生じた場合、判例という形ではなく、最高裁判所長官通達という形式で解決方法が示される場合がある（ただし、この通達は公刊されていない。）。なお、通達の番号については、各年に発出された文書の通し番号である。

の上で、送達は相手・場所などが決められたフォーマルなものである、それでは何が送達の対象かなどといった説明を展開し、ラオス側にとってできるだけ理解しやすくなるよう配慮した。

なお、小問2の検討の中で、ラオスの裁判官から、日本の法律の条文にも、考慮すべき要素が挙げられ「その他の事情」などと規定された条文や、「相当な理由」などと書かれた条文が存在するかといった質問があった。ラオスの法律家が、参考文献など十分な情報がない状況下で、こうした条文の適用に頭を悩ませていることがうかがわれた。

#### 4 モデル教材に関する意見交換会について

##### (1) グループワーク

モデル教材に関する意見交換会におけるグループワークでは、次の検討を順番に行った。

- ① 現状分析として、法学教育や民事裁判手続そのものにおける問題点を挙げる。
- ② それぞれの問題点に対する解決手段を考える。
- ③ 以上を踏まえ、自分たちの作るモデル教材のイメージを導き出す。

こうした検討結果は、各グループに与えられた畳一枚以上の大きさはあるボード上に整理された。ボードの左上部に問題点、右上部に解決手段、下部にモデル教材のイメージを、各グループのメンバーが紙に書いて貼り付けていく形で進められた。そして、最後に、各グループの代表者がボードの前に立って検討結果を説明した。

<ボード上の配置>

① 問題点	② 解決手段
③ モデル教材のイメージ	

各グループが挙げた問題点は、共通するものもあれば、グループに固有のものもあり、様々であった。例えば、

- ・ 教科書が不足している
- ・ 教員が研究せずレベルが低い
- ・ 教員によって説明が異なる
- ・ 学生の考え・視野が狭い
- ・ 学生が実務に接する機会が少ない
- ・ 法律が明確でない
- ・ 実務と理論が統一されていない
- ・ 訴訟手続が法律の規定どおりでない
- ・ 実務における条文の理解が一致していない

といった問題点が挙げられていた。

そして、これらの問題点の解決手段として、例えば、

- ・ 教科書を多く作る
- ・ 教科書のケーススタディ・例示を増やす
- ・ 写真やイラストを使う
- ・ 教科書で分かりやすい言葉を使う
- ・ 教員のトレーニングを行う
- ・ 裁判官・検察官が教える
- ・ 理論と実務の比較説明をする
- ・ 法律家の研修を行う
- ・ 模擬裁判・見学・視察（スタディツアー）を行う
- ・ 図書館を設ける

といったものが掲げられていた。

こうした、モデル教材のイメージについては、例えば、

- ・ 教育機関や司法機関等が使用することを念頭に置き、基本的な理論と条文解説に加え、実務との比較を行うものが望ましい
- ・ 総論として用語の定義や民事訴訟の目的・原理について触れ、各論として手続の各段階につき理論と実務を紹介し、事例や

判例も盛り込むべきである

といった非常に意欲的な意見もあった。

現地専門家や酒井教授、当部の教官は、各グループを回ったりしながらこうした議論に参加したが、各グループともに活発な意見のやり取りが見られた。議論の中で、メンバーが自国の法教育や法制度の問題点を直視し改めようという姿勢には、見る者の心を打つ真剣さがあった。ただ、議論の中身をみると、問題点と解決手段の間には対応が見られたものの、それらからモデル教材のイメージを導く場面では、グループによっては、十分な議論がされないまま、考えられる要素を全て盛り込んだ、ある意味、非常に欲張った教材を目指そうとする面も見受けられた。



(2) 全体会における議論

全体会では、主に、モデル教材の利用者として想定する対象をどのような人たちにするかという点を中心に話し合った。

大学教員や学生、実務家を対象とすることに特に異論は出なかったが、一般人を対象にするかどうかに関しては、当初、メンバー間に若干の意見の相違が見られた。一部のメンバーから、一般人も裁判を起こすのだから、モデル教材はそうした人たちも利用できるものにすべきだといった意見が出た<sup>3</sup>。しかし、最終的には、一般人にも分かるように書くのは非常に難しいため、モデル教材の利用者として想定する対象から一般人は外

<sup>3</sup> ラオスでは、未だ弁護士の数少なく、正確な統計は存在しないものの、多くの事件が本人訴訟であり、そのような事情を背景として出た意見だと思われる。

す方向で議論は収束した。

全体会でも活発な議論が見られたが、その結果、時間が足りなくなり、残念ながら、モデル教材の内容面に関して踏み込んだ議論をするまでには至らなかった。

## 5 おわりに

石岡専門家を始めとする現地専門家には、今回の現地セミナーに先立ち、ラオス側に日本の制度や概念を紹介してもらい、モデル教材の種類等について説明をしてもらうなど、相互の理解や議論がより深まるよう配慮いただいた。

その一方で、モデル教材のイメージに関する議論に際して、現地専門家は、ラオス側に日本側の意見を押しつけない形で進めたいとの方針を堅持した。我々もその方針を尊重し、現地専門家と共に、ラオス側の議論の推移を辛抱強く見守った。今回のプロジェクトの目的は、モデル教材の作成そのものではなく、あくまでも人的・組織的な能力の改善にあり、現地専門家は、そのような観点から、かねてからメンバー自身が議論する過程を重視しているが、それがラオス側メンバーによる活発な議論に結びついているとの印象を受けた。

なお、ラオスでは、2012年6月の国会において、民事訴訟法改正が予定されており、民事訴訟法サブワーキンググループのリーダーが中心になって改正法の起草を行っている。改正法の起草はプロジェクトの内容そのものではないとはいえ、当然ながらモデル教材には改正法の内容を反映させる必要がある。今後、民事訴訟法サブワーキンググループのリーダー以外のメンバーも、草案に関して地方で行われるヒアリングに参加するなど、法改正に関わる見込みであり、日本側でも、法改正の動きを注視する必要がある。

最後になりましたが、今回の現地セミナーに当たり、酒井教授から多大な御協力をいただいたほか、現地専門家の皆様から様々な御配慮をいただ

きましたことに、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

